



熊本県公報

号外 第 8 号の 2
平成 28 年 2 月 29 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- アサリの採捕制限…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 1

登 載 依 頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 163 号

アサリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成 28 年 2 月 29 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 浜 悦男

1 指示の内容

宇城市（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び天草郡苓北町の地先海面において、殻幅 12 ミリメートル未満のアサリを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成 28 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで。